主 文 原判決を破棄する。 被告人を懲役一年に処する。 理 由

一 同(弁護人小泉英一、同田中稔の控訴趣旨)第一点および同第三点について およそ都市地方において乗客の搭乗注文を求めて巡回するタクシー(貸自動車) に乗車する場合には、少くとも同車の運転業者間において取りきめている乗車賃金 の最低額は当然支払うべき黙契あるものと解するを相当とし、このことは、偶々そ の乗車当時既に同車の乗車賃額を表示する機械が零点より廻転し始めて或る程度進 行していたままであつたと否とによつて区別される事柄ではない。 而して本件においては、被告人が原判示第二のタクシーに乗車したときは、その

## 一 同第六点について

所論は、要するに、原判示第二の場合被告人のAに対する恐喝罪の成立ありと仮定しても、同罪と同判示の被告人の暴行(その結果は傷害に至つた所為)の罪とは併合罪の関係に立つものであり、右判示の如く刑法第五四条第一項前段の想像的競合犯の関係にあるものにあらざる旨主張するものである。

よって按ずるに、恐喝は、前述の如く、威嚇的方法によって害悪を告知して人を畏怖せしめることにより一定の財産的利益を取得することを本質とする。而して、その威嚇的方法は、相手方の反抗を抑圧する程度のものでない限り、特に制限はないから、不利益なる事項を告知する内容を有する言語等のほか狂暴なる身体の態度による威嚇等をも包含し、且つ、その方法にして同時に他の罪名に触れる場合には、恐喝罪の成立と同時に右の他の犯罪の成立をも来すことになる。

〈要旨〉而して本件においては、被告人は、原判示第二の場合運転者Aからタクシーの乗車賃の支払請求を受〈/要旨〉けるや、その支払を免れるため「このやろう」等と叫び且つ同人を殴打負傷するに至らしめ、その後賃金の一部を支払つたが、右言動によりAをして、此の上右請求を続けていては如何なる害悪を受けるやも測り得ないとの畏怖の念を抱かしめ、そのため右賃料残金六〇円の支払請求を断念せしめて財産の利得をしたというのである。故に、右によれば、右殴打傷害による畏怖と、言語による畏怖とが同時に発生し、その双方相俟つて請求断念に至らしめたものであり、而して、此の場合右言語による威嚇は恐喝罪の本来的構成要件を成すに止まるが、殴打傷害は、それ自体犯罪を構成すると同時に一面恐喝罪との交渉を生じ、その畏怖の念発生の起因となつているものである。

じ、その畏怖の念発生の起因となつているものである。 故に、原判決において、結局右傷害罪と恐喝罪とを刑法第五四条第一項前段の想像的競合犯の関係にあるものと認めたのは正当であり、所論の如く両者は併合罪の関係にありとなすは首肯し難い。

而して、なお、原判決において想像的競合犯に認定したことを攻撃し同一事実につき之を併合罪の関係にあるものとなすは、その実質において、むしろ被告人に不利益なる結果に到達することを主張するもので、控訴理由としては、事実誤認又は法令適用の誤のいずれよりみるも妥当でない。

故に、論旨は右敦れの点よりみるも理由がない。

(その他の判決理由は省略下る。) (裁判長判事 久礼田益喜 判事 武田軍治 判事 石井文治)